

(5) 動物取扱業の適正化

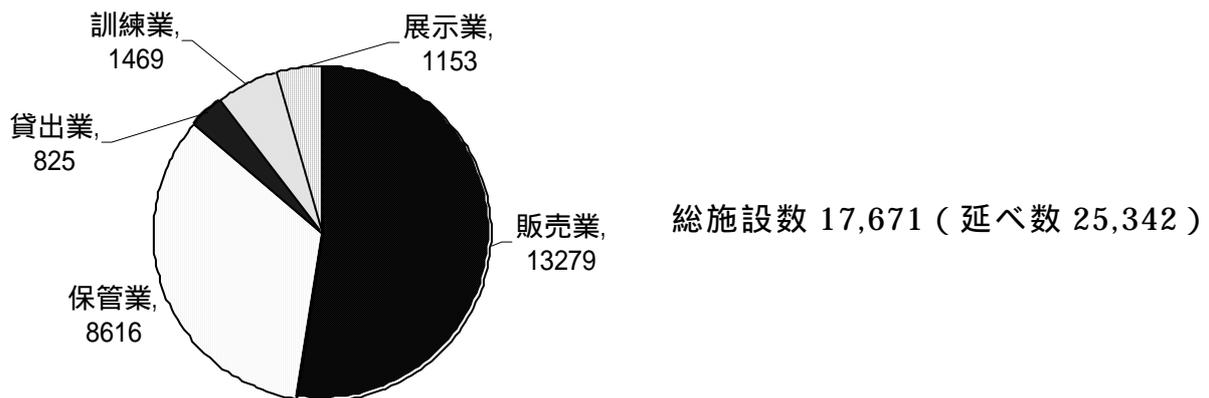
現状と課題

- ・平成 17 年 6 月の法改正により、届出制から登録制に移行
- ・動物取扱業のより一層の適正化を図るため、本登録措置の着実な運用を図る必要

講ずべき施策

- ・登録措置の周知徹底
- ・優良業者の育成策の推進
- ・幼齢な犬及びねこの販売制限のあり方の検討

動物取扱業の届出数(H16)



業種	業の内容	該当する業者の一例
販売(取次ぎ又は代理を含む)	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸出入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者(動物を預かる場合)、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)

下線部は法改正により新たに規制対象に組み入れられることとなった業者

法改正等により盛り込まれた動物取扱業の適正化措置

- (1) 「登録制」の導入
現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を設ける。
登録動物取扱業者について氏名、登録番号等を記した標識の掲示を義務付ける。
- (2) 「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け
事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任を義務付ける。
「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修会受講を義務付ける。
- (3) 動物取扱業の範囲の見直し
動物取扱業として、新たに、インターネットによる販売等の施設を持たない業を追加する。また、「動物触れ合い施設」が含まれることを明確化する。
- (4) 生活環境の保全上の支障の防止
動物の管理方法等に関して、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守を義務付ける。
- (5) 販売時における事前説明・動物の状態確認措置の導入
販売に当たっての文書等を交付しての動物の特性等の事前説明、署名等による確認等を義務付ける。
また、販売や貸出しに当たっての二日間以上の目視観察を義務付ける。
- (6) 幼齢動物の販売制限
離乳等を終えていること、環境変化等に対する耐性が備わっていること、社会化の推進の観点からの幼齢動物の販売等を制限する。
- (7) 仕入れ・販売記録台帳の保管、違法な取引きの制限

(6) 実験動物の取扱いの適正化

現状と課題

- ・改正法で明確に位置づけられた「3Rの原則」、先般改定された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知徹底が必要

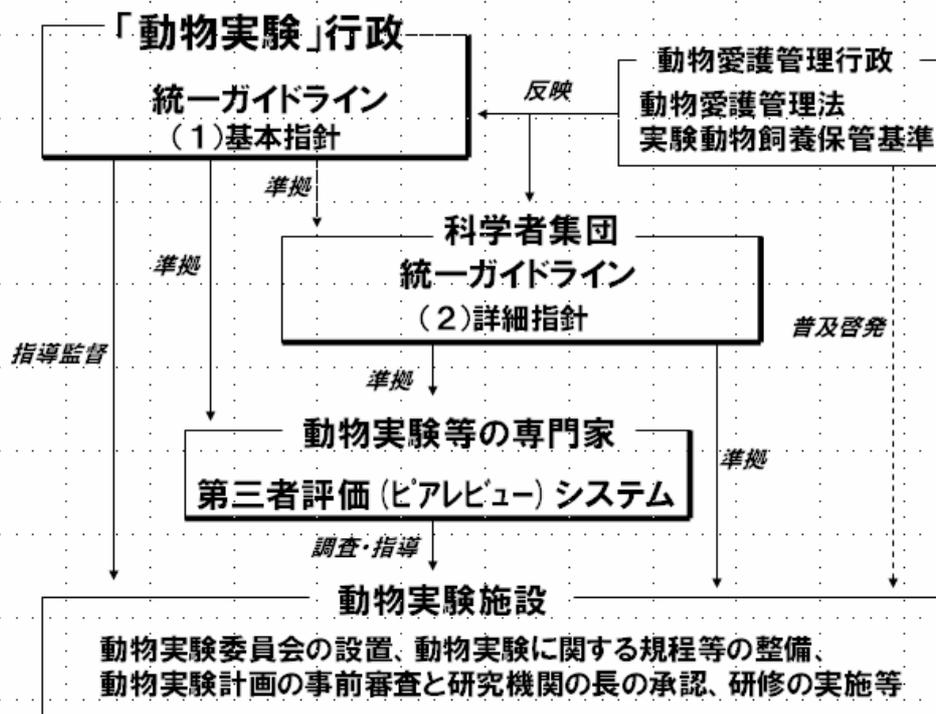
講ずべき施策

- ・委員会等の設置、詳細な指針策定等による基準の周知徹底
- ・関係団体等との連携等による、当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備
- ・基準の遵守状況の定期的把握

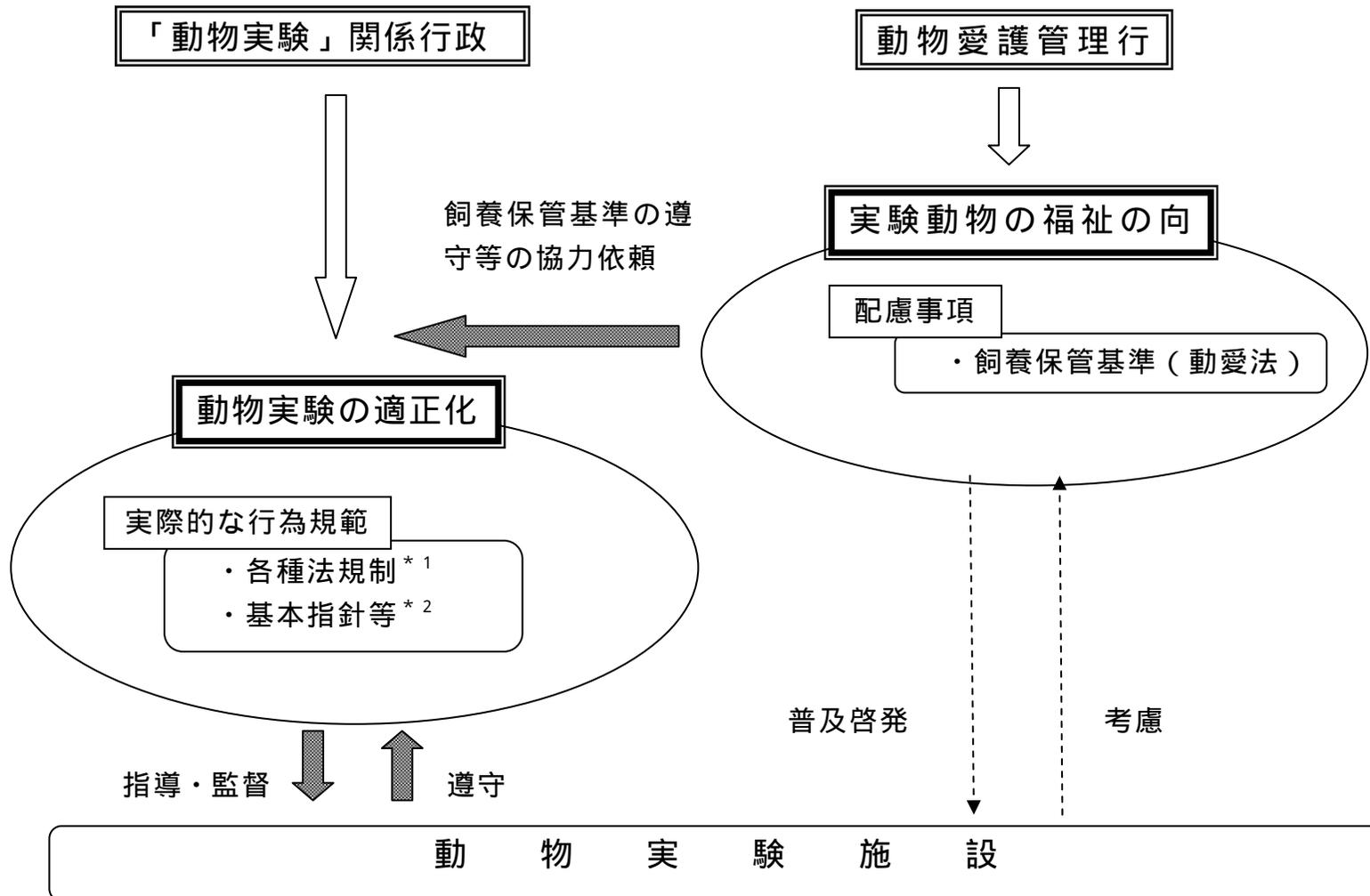
日本学術会議の提言

平成16年7月に、日本学術会議から、健康・疾病問題の解決と人類の幸福増進に不可欠な動物実験が、広く社会の理解と支持を得て行われるようにするために成すべきことに関する報告が提言された。

この提言においては、実験動物の飼養保管又は科学上の利用に係る当事者自身による同基準の遵守（セルフコントロール）の徹底を図る方策として、動物実験の統一ガイドラインの策定、第三者評価システムの構築等の必要性が言及されている（下図参照）。



「実験動物の飼養等の適正化」と「動物実験の適正化」に関する管理体制について



* 1 薬事法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法等

* 2 文部科学省・厚生労働省から出される基本指針等（予定）

注）実験動物の生産・繁殖施設（農林水産行政）は、本図では省略している。

実験動物の販売数

動物種	マウス	ラット	モルモット	ハムスター類	その他の齧歯類
販売数(匹)	6,081,511	2,632,585	340,070	57,088	14,754

動物種	ウサギ	イヌ	ネコ	サル類	ブタ
販売数(匹)	187,357	17,838	641	2,155	1,829

動物種	ヤギ	緬羊	鳥類	その他の動物種	
				哺乳類	哺乳類以外
販売数(匹)	34	47	19,858	2,410	26,572

(社)日本実験動物協会 実験動物の年間(平成13年度)総販売数調査より抜粋

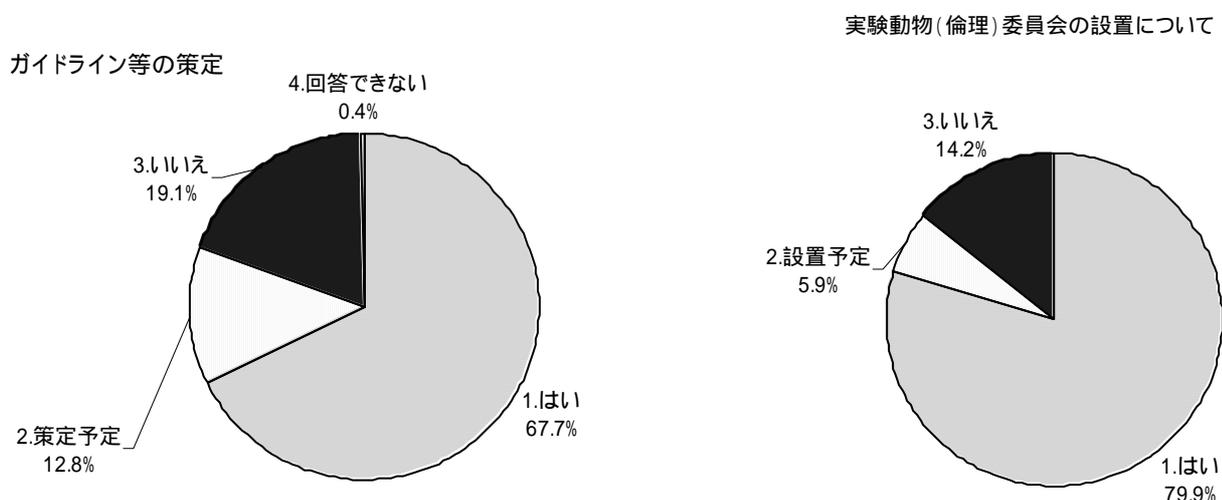
各研究分野で主に使用される実験動物

研究分野	主に使用される実験動物
免疫	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、イヌ、サル類、ミニブタ
腫瘍	マウス、ラット、ゴールデンハムスター、チャイニーズハムスター、イヌ、ニワトリ
代謝	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、スナネズミ、チャイニーズハムスター、イヌ
内分泌	ラット、マウス、ゴールデンハムスター、ウサギ、イヌ、ネコ
栄養	ラット、マウス、モルモット、ウサギ、イヌ、ミニブタ、ゴールデンハムスター、ハタネズミ
繁殖生理	マウス、ラット、ウサギ、モルモット、ゴールデンハムスター、チャイニーズハムスター、スナネズミ、アカゲザル、カニクイザル、コモンマーモセット
老化	マウス、ラット、ウサギ、ゴールデンハムスター、モルモット、イヌ、サル類
安全性	マウス、ラット、モルモット、ウサギ、ゴールデンハムスター、イヌ、ネコ、サル類
行動	ラット、マウス、ゴールデンハムスター、スナネズミ、イヌ、ネコ、サル類、ウズラ、ハト

(「実験動物学総論」石橋・高橋、菅原、安田編)

ガイドラインの策定、実験動物（倫理）委員会の設置状況

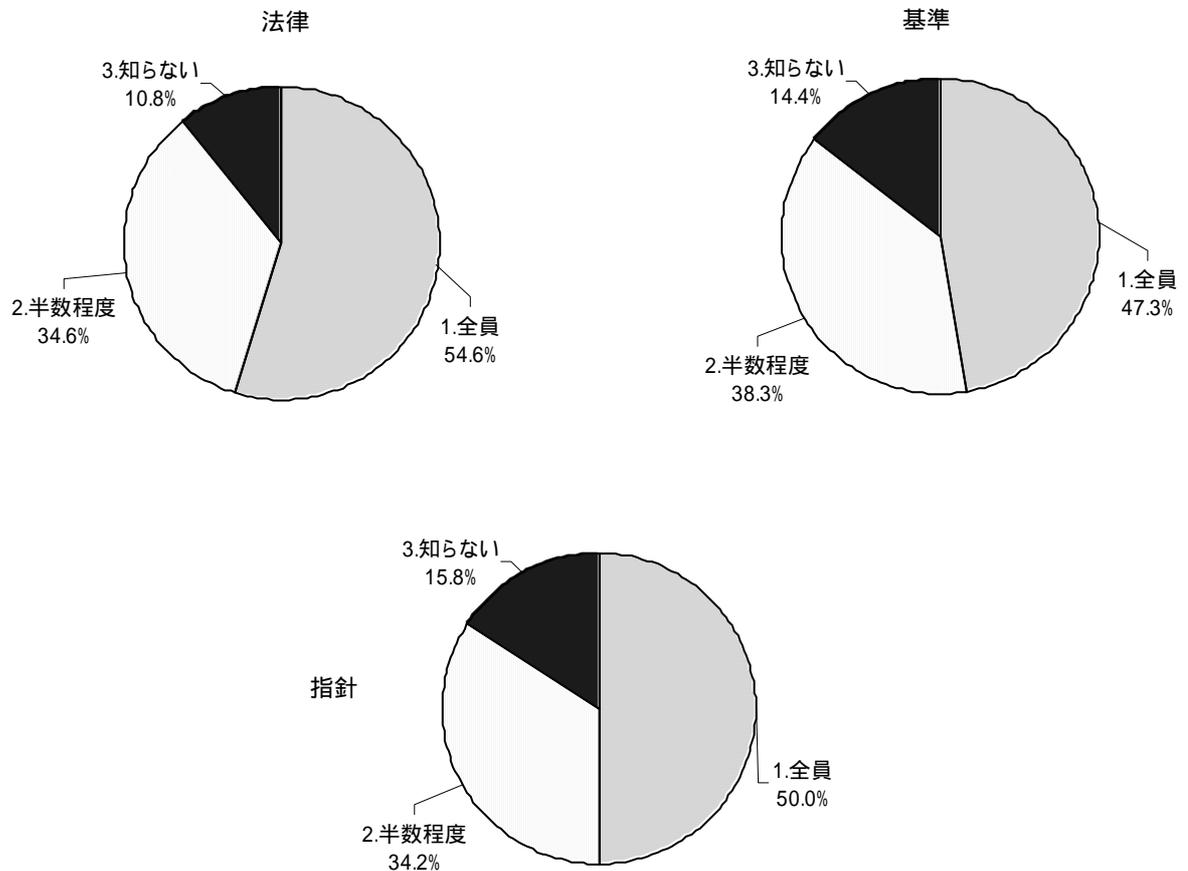
全国の大学及び実験動物を扱うと思われる製薬・医療関係会社、実験動物生産会社、研究所等を対象に、平成 17 年 8 月にアンケート調査を行った結果。調査票送付数は 887 件、回答総数 914 件、うち動物実験を行っている施設からの回答数は 578 件である。（大学については複数回答があり約 9 割の回答率と推定される。製薬・医療関係会社、実験動物生産会社等ではほぼ 10 割の回答率である。）



「3R」(苦痛の軽減 Refinement、使用数の減少 Reduction、代替手段の活用 Replacement)の理念を、飼養保管及び実験等に際して動物の取扱い等に反映させるためのガイドライン等の策定状況については、策定済みと策定予定を合わせると 80.5%であり、策定の予定なしは 19.1%である。(有効回答数 571)

また、「3R」の履行状況について調査・審査する、いわゆる実験動物(倫理)委員会の設置状況については、設置済みと設置予定を合わせると 85.8%であり、設置なしは 14.2%である。(有効回答数 571)

動物愛護管理法等の認知の割合



実験動物関係者（施設の管理者、動物の飼養保管者、飼養者及び実験実施者）等の中で、法律、飼養保管等基準、処分方法に関する指針を知っている人の概ねの割合について、「ほぼ全員が知っている」と回答した施設等は47～55%、「半数程度は知っている」は34～38%、「ほとんど知らない」は11～16%である。（有効回答数573）

(7) 産業動物の取扱いの適正化

現状と課題

- ・生産者及び消費者の双方の側において、関心や理解が全般に低い状況
- ・欧米諸国の動きを見つつも、我が国固有の歴史文化や国民性等を踏まえた産業動物の愛護のあり方を検討し、その普及啓発を進めていく必要

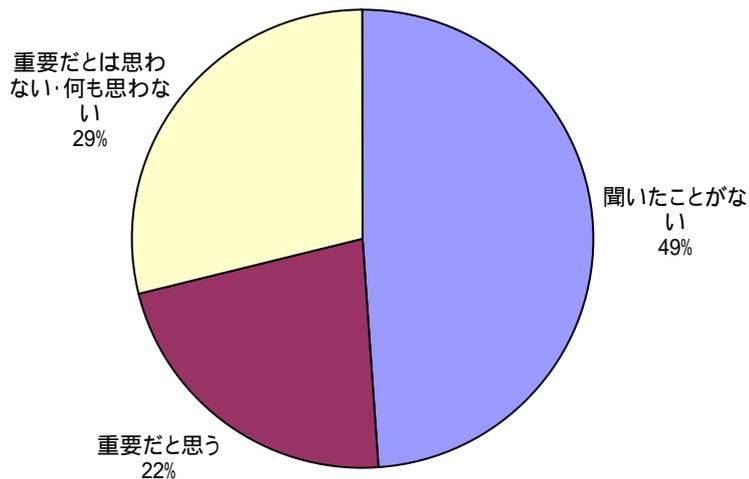
講ずべき施策

- ・産業動物の愛護のあり方の検討
- ・産業動物に係る愛護の必要性に対する普及啓発（消費者、生産者の双方）

家畜福祉に関する意識

養豚農家（年齢：29～74歳、平均経営規模：繁殖雌豚96等、肥育豚1,007頭（全国平均と類似）宮城県内149戸）を対象として行った家畜福祉に関する意識調査*によると、「家畜福祉」という言葉を「聞いたことがない」49%、「重要だと思う」22%、「重要だとは思わない」「何も思わない」29%であり、あまり知られていないことが示されている。

「家畜福祉」という言葉について



佐藤衆介・織田咲弥香・鈴木啓一・菅原和夫, 養豚農家の家畜福祉に関する意識調査 . 日本家畜管理学会誌, 38(3):131-140, 2002

産業動物の飼養状況

種類	飼養頭羽数	1戸あたり 飼養頭羽数	施設数 (飼養戸数 等)	飼養頭羽数及 び飼養施設数 出典
採卵鶏	174,550 (千羽)	33,500 (羽)	4,090 (戸)	畜産統計調査 (H16.2.1)
ブロイラー	104,236 (千羽)	40,200 (羽)	2,593 (戸)	H17 食鳥流通統 計調査 (H17.2.1)
豚	9,724 (千頭)	1,095 (頭)	8,880 (戸)	畜産統計調査 (H16.2.1)
乳用牛	1,655 (千頭)	59.7 (頭)	27,700 (戸)	畜産統計調査 (H17.2.1)
肉用牛	2,747 (千頭)	30.7 (頭)	89,600 (戸)	畜産統計調査 (H17.2.1)
馬(農用)	27,500 (頭)	約 7 頭	3,980 (戸)	畜産統計資料 (H9.2.1)
馬(乗用)	13,022 (頭) (供用頭数)	約 14 頭	952 (力所)	農林水産省 馬関係資料 (H16.2.1)

(8) 災害時対策

現状と課題

- ・地震等の緊急災害の発生時には、被災動物の救護及び動物による人への危害防止措置が実施されてきているところ
- ・今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を、平時から確保しておく必要

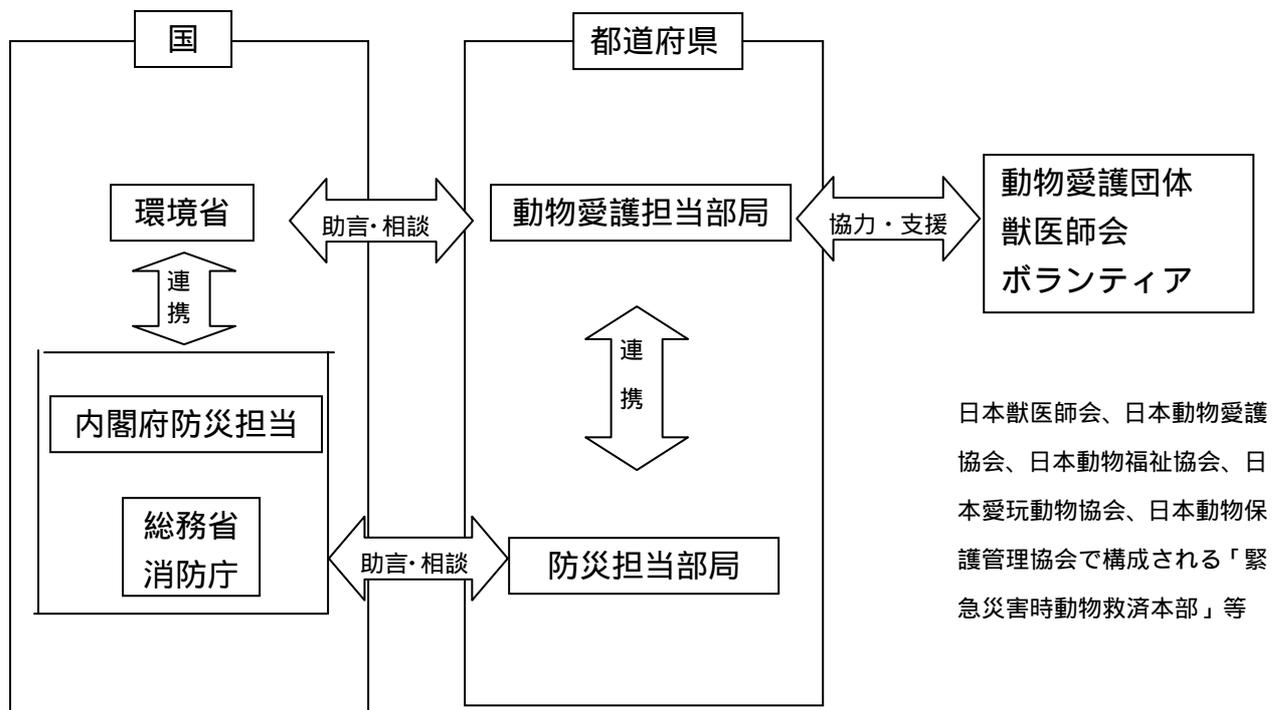
講ずべき措置

- ・地域防災計画における位置づけの明確化等
- ・飼い主に対する啓発等(例：用品の備蓄、共同生活が可能となるような「しつけ」の徹底など)

災害時の動物救護活動の事例

	阪神淡路大震災	有珠山噴火災害	三宅島噴火災害	新潟中越地震
被災世帯数	1193 千戸	1343 戸	1962 戸	85 千戸
飼養されている犬ねこ数(推定)	約 190 千頭	845 頭	350 頭	約 50 千頭
救護された犬ねこ数	1556 頭	348 頭	320 頭	248 頭
救護期間	約 1 年 4 ヶ月	約 5 ヶ月間	約 1 年間	約 8 ヶ月間
救護ボランティア数(延べ)	約 22000 人	約 6000 人	約 7000 人	88,441 人
救護活動経費	267 百万円	64 百万円	75 百万円	38 百万円

災害時における動物救護対策の体制



災害時等における動物救護に関する課題等

救護体制

平時からの準備、行政機関・愛護団体・獣医師会等のネットワーク、オンサイト・オフサイト災害に対する対応、収容施設の整備とそれを運営するボランティアの確保、資金・資材等の調達など

同行避難

動物を同伴できる避難施設（動物嫌い・アレルギー等の人達との調整）、鳴き声・臭い等による迷惑問題が起きないように日頃からのしつけ、病気の予防など

個体識別

多数の迷子動物の捕獲収容と飼主への返還

不妊去勢手術やワクチン接種

多頭収容による、みだりな繁殖や感染症の予防など

(9) 人材育成

現状と課題

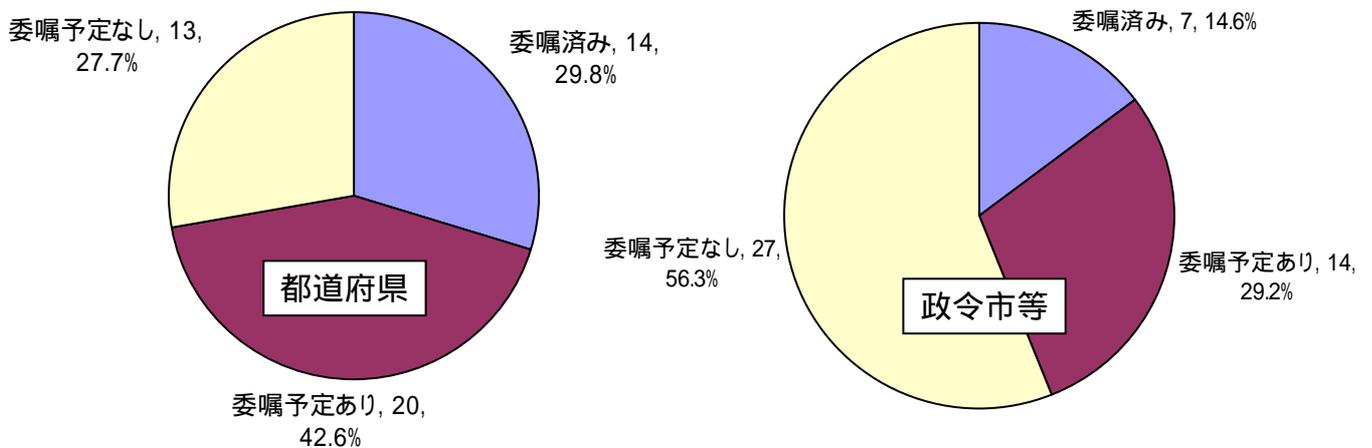
- ・課題によっては、民間の有識者等の協力が効果的な場合もある
- ・このため、動物愛護管理推進員等の人材の育成等を推進していく必要

講ずべき措置

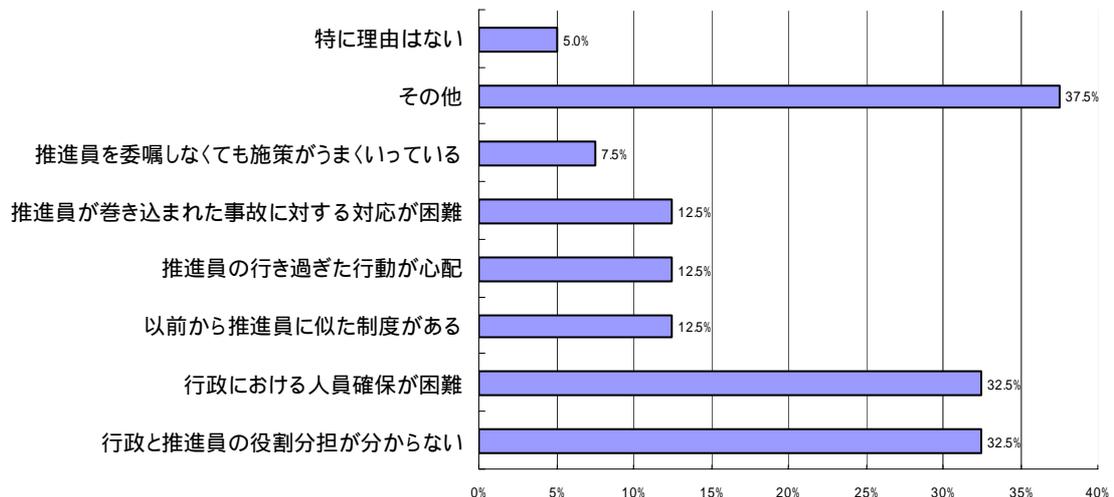
- ・全自治体における、協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱
- ・官民の連携事業の実施

動物愛護推進員の委嘱状況

平成16年5月に都道府県、政令市、中核市、動物愛護推進員に対して実施した環境省アンケートの結果では、平成15年度末現在、95自治体（都道府県、政令市、中核市）中、21の自治体において動物愛護推進員が委嘱されている状況に留まっている。



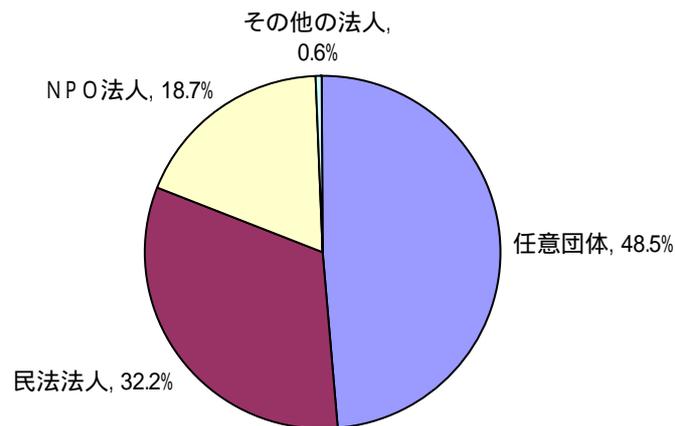
動物愛護推進員の委嘱が進まない理由



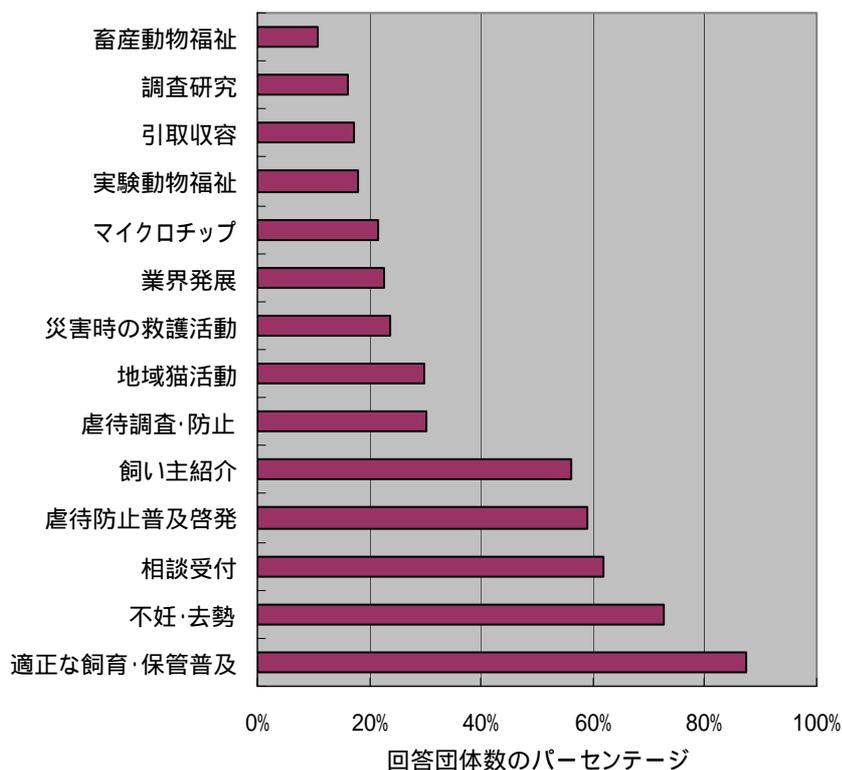
動物愛護団体等の概要

(以下の資料は、全国の動物愛護団体等(一部愛護関連活動を行っている業界団体を含む)を対象に平成16年5月にアンケートを行った結果である。調査対象団体は222団体(文献やホームページ等を元にリスト作成)、有効回答数は78%である。)

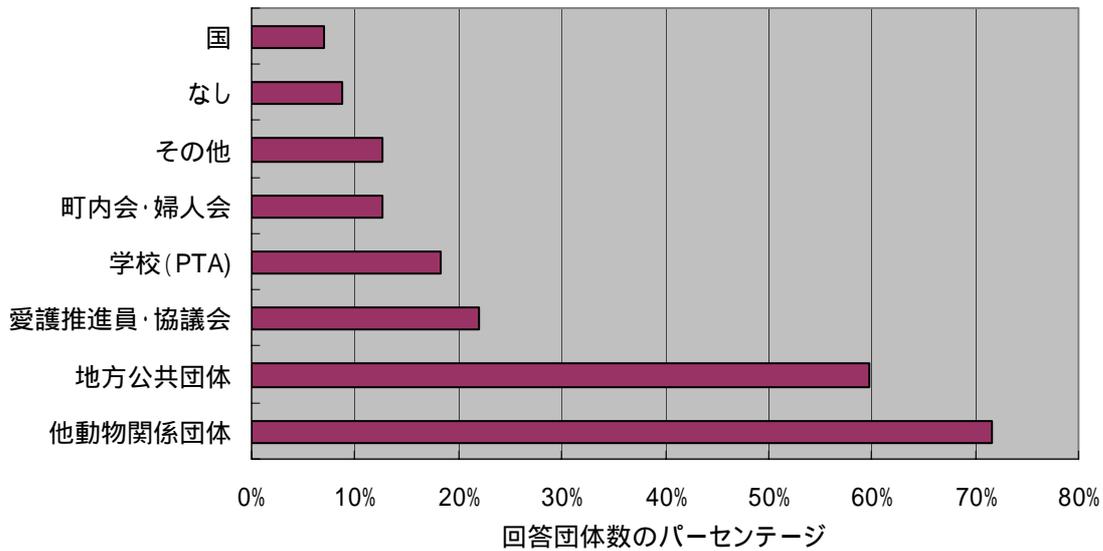
団体の法人格



活動内容(複数回答)



主に連携している主体・組織(複数回答)



既に地方公共団体と連携していると回答した団体は6割であった。今後連携したいと回答した団体を含めると8割弱になり、自治体と何らかの連携を求めている団体が多い。また、学校との連携については、現在は少ないものの、今後連携したいと回答した団体が多い。

自治体における動物愛護管理行政を担当する職員の数(平均)

担当分野	都道府県	政令市	中核市
愛護法のみを担当	0	0	0
愛護法・狂犬病予防法を担当	39	14	9
(うち獣医師)	18	6	4
(うち動物関係学校を卒業)	1	0	1
愛護法・各種他法令を担当	37	66	6
(うち獣医師)	23	23	3
(うち動物関係学校を卒業)	1	5	0

(10) 調査研究の推進

現状と課題

- ・学際的で多数の学会等にまたがっているため、知見等が体系的に整理されていない状況
- ・多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物愛護管理施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策展開も重要

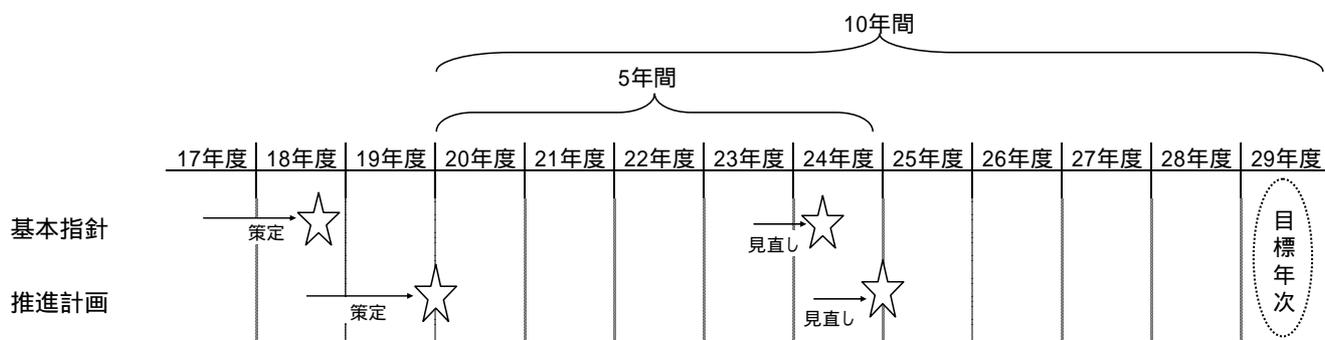
講ずべき施策

- ・行政機関と調査研究機関との連携体制の整備
- ・インベントリーの作成

3 点検及び見直し

- ・ 毎年度、指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映
- ・ 策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として見直し（目標年次は平成29年度）

動物愛護管理基本指針及び動物愛護管理推進計画の計画期間（模式図）



動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

中長期的な目標設定等による計画的かつ統一的な施策の遂行

2 計画期間

原則として 平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（10 年）

平成 20 年 3 月 31 日以前に、計画の策定を終了し、計画を開始することも考えられる。

3 対象地域

当該都道府県の区域

4 計画の記載項目

法定されている項目による他、地域の事情に応じた記載事項の追加及びそれらの構成のあり方等の検討が必要

（法定されている項目）

- ・動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- ・動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
- ・その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

5 策定及び実行

（1）多様な意見の集約及び合意形成の確保

- ・検討会の設置等による、多様な意見、情報及び専門的知識の把握
- ・パブリック・コメント等の実施による、透明性の向上及び合意形成の確保

（2）関係地方公共団体との協議

- ・関係市町村の意見聴取

(3) 計画の公表等

- ・ 公報等による公表
- ・ 環境大臣への報告

(4) 実施計画の作成

- ・ 必要に応じた、年間実施計画等の策定

(5) 点検及び見直し

- ・ 毎年度、計画の達成状況を点検し、その結果を施策に反映
- ・ 基本指針の改定等にあわせて、必要な見直しを実施

自治体における計画の策定状況

動物愛護管理行政を長期的見地から計画的に推進するため、一部自治体では、学識経験者やN G O等の関係者の意見を聞きながら、施策の目標及び目標を達成するための手段の総合的・体系的実施方法を明示した「動物愛護管理行政計画」が策定されているところ。

作成主体	秋田県	茨城県	
計画内容	計画名称 (策定年度)	あきた動物愛護管理基本構想 (H14)	茨城県動物愛護推進計画 (H15)
	計画事項(目)	序章 基本構想の考え方 1 目的 2 基本目標 3 基本構想の性格と役割 4 基本構想の実施期間 第1章 秋田県の将来像 第2章 秋田県の現状 1 社会動向 2 ペット動物の飼養保管の現状 (1) ペット動物の飼養状況 (2) 特定動物の飼養状況 (3) ペット動物の入手方法 (4) ペット動物の飼養に関する意識 (5) 終生飼養に関する意識 (6) 繁殖制限に関する意識 3 ペット動物による被害・迷惑の現状 (1) アンケート調査結果 (2) 行政事務実績 4 動物愛護団体の現状 (1) 動物愛護団体等 (2) 動物取扱業 (3) 動物病院等 (4) その他 5 行政に対する要望 (1) 県民の意見要望 (2) 動物愛護団体等の意見・要望 第3章 重点的に推進する施策の方向 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養うために 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶために 3 人と動物、動物を介した人と人との楽しい交流のために 第4章 推進体制	総論 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけと性格 3 計画期間と進行管理 4 計画の基本方向 (1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着 (2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底 (3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割 5 茨城県の動物愛護の現状 (1) 平成13年県民世論調査(平成13年7月実施)の概要 (2) 動物愛護関係指標の現状 6 動物愛護推進目標の設定 7 動物愛護推進施策の体系 各論 1 県民への動物愛護意識の啓発 2 動物愛護を担うひとづくり 3 動物愛護団体の育成と強化 4 動物の適正飼養の普及啓発 5 アニマルセラピーや身体障害者補助犬の育成支援 6 人と動物に共通する病気に関する調査研究 7 犬・猫引取業務の改善 8 学校教育との連携(学校獣医師制度創設への提言) 9 動物愛護推進拠点のあり方と連携 資料編
	数値目標の 設定項目及 び数値		犬ねこ引取頭数 16,565(H13) 8,000未満(H19) 捕獲された犬の返還率 1.2%(H13) 10.0%(H19)
	計画の有効 期間	H15年度～H22年度(8年間)	H15年度～H24年度(10年間)
計画作成手続き	・県民アンケートの実施 ・検討委員会	・作成委員会	

作成主体	埼玉県	東京都	
計 画 内 容	計画名称 (策定年度)	人と動植物がふれあうまちづくり (H13)	東京都動物愛護推進総合基本計画 (H15)
	計画事項(目次)	1 目的、必要性及び効果 2 主な事業 (1) アニマルセラピー活動 (2) ふれあい教室活動 (3) マナーアップ活動 (4) 動物愛護推進員活動 (5) 動物愛護週間記念行事の実施	序章 人と動物との調和のとれた共生を目指して 1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化 2 東京都における動物愛護行政の変遷 第1章 動物愛護を取り巻く現状と課題 第1節 動物愛護の現状と社会背景 1 動物飼養の現状 2 動物との絆と意識の変化 3 動物愛護推進に対する気運の高まり 4 動物に対する社会的理解の深まり 5 獣医療及び飼養水準の向上 第2節 動物愛護の課題 1 動物に関する苦情・問題の多発 2 動物取扱業者の社会的役割と責任 3 人と動物との共通感染症の危機 4 動物の逸走、危害及び非常災害時の危険性の増大 第2章 動物愛護推進総合基本計画 第1節 計画の策定 1 計画策定の趣旨 2 目的 3 性格 4 期間 第2節 動物愛護の基本的視点 1 都民等との連携と協働の推進 2 飼い主責務の徹底と情報の提供 3 都民の健康と安全の確保 第3章 具体的施策の展開 第1節 役割分担の明確化と協働体制の整備 第2節 適正飼養の推進 1 都民への情報・知識の提供及び支援 2 動物取扱業者への対応 3 虐待・遺棄防止への取組み 4 産業動物の適正な管理 第3節 健康危機管理対策の充実 1 人と動物との共通感染症の予防と蔓延防止 2 逸走及び危害防止 3 非常災害時における動物愛護対策 第4節 計画の実現に向けて 1 計画の周知及び情報提供 2 計画推進体制 3 評価実施 4 国への提案要求
	数値目標の設定項目及び数値	人と動物ふれあい活動実施回数 20回(H13) 150回(H18)	動物致死処分数 11,322(H14) 50%(H24) 犬・ねこ等の苦情件数 30,976件(H14) 25%(H24) 犬の返還・譲渡の割合 73.2%(H14) 80%(H24) ねこの返還・譲渡の割合 1.6%(H14) 3%(H24)
	計画の有効期間	H13年度～H18年度(5年間)	H15年度～H24年度(10年間) 5年後を目途に見直し
	計画作成手続き	・パブリックコメント ・案を議会に公開	・動物愛護管理審議会 ・パブリックコメント

作成主体	静岡県	
計画名称 (策定年度)	静岡県動物愛護推進計画21 (H12)	
計 画 内 容	計画事項(目次)	<p>概要</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>2 計画の役割と性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の骨子</p> <p>5 計画の体系図</p> <p> 基本的方向</p> <p> 1 動物愛護の普及啓発</p> <p> 2 動物の適正飼養の推進 推進計画</p> <p> 1 県民意識の啓発</p> <p> 2 動物愛護を担う人づくり</p> <p> 3 動物愛護団体の育成と強化</p> <p> 4 動物愛護のルールづくり</p> <p> 5 人と動物が共存するために必要な調査・研究の充実</p> <p> 6 動物愛護推進拠点の整備</p> <p> 7 動物愛護管理関係業務等の見直し 主要計画の実施</p>
	数値目標の設定項目及び数値	<p>犬ねこの保護頭数 14,027(H11) 10,300(H16)</p> <p>動物愛護教室受講者 12,147(H11) 21,500(H16)</p> <p>動物愛護週間行事参加者 13,087(H11) 37,000(H16)</p> <p>動物ふれあい訪問者数 5,201(H11) 9,500(H16)</p>
	計画の有効期間	H12年度～H16年度(5年間)
	計画作成手続き	<p>・検討委員会からの提言</p> <p>・プロジェクト委員会</p>

